



タックスアップデート

2020年11月のタックスアップデートでは、以下について解説しています。

- ▶ 税務管理法の規定に関する新しい政令
- ▶ 電子インボイス及び電子証明書に関する新しい政令
- ▶ COVID-19によるパンデミックの影響のため一時的に休止した固定資産の減価償却に関わる税務上の取り扱い

税務管理法の一部規定を詳細に案内するために政府から出された 2020 年 10 月 19 日付の政令第 126/2020/ND-CP 号 (政令 126)

2020 年 10 月 19 日、政府は政令第 83/2013/ND-CP 号 (政令 83) とその修正法に代わる政令 126 を発行しました。政令 126 の内容を以下の通りご案内いたします。

	政令83とその修正法	政令126
<b>1. 税務申告と納税</b>		
<b>税務申告場所</b>	従属支店やビジネスロケーションは、本社所在地を管理する税務局に、まとめて法人税を申告し、生産拠点のある税務局には按分して一部を納付します。	法人税優遇を受ける資格のある、従属支店は、支店所在地で法人税申告を行います。  その他の従属支店は、本社所在地を管理する税務局にて法人税申告を行い、支店ごとに納めるべき金額按分の一覧表を提出しなければなりません。
<b>仮払法人税</b>	会計年度 (4 四半期分) 内の仮払法人税の合計額は、年度末決算で納付すべき法人税額の80%を下回ってはなりません。 <i>本規則は2020年度にも引き続き適用される可能性があります。</i>	第1四半期から第3四半期のまでの仮払法人税の合計額は、年度末決算で納付すべき法人税額の75%を下回ってはなりません。 <i>政令126は2020年12月5日に施行されます。そのため、この規則は2020年会計年度には適用されない可能性があります。</i>
<b>還付するための付加価値税 (VAT) の修正申告</b>	明確なガイダンスはありません。	納税者は、翌課税年度のVAT申告書も、VAT還付申請書も提出していない場合に限り、還付をするためのVATの修正申告を行うことができます。
<b>VATと個人所得税の申告</b>	VATの四半期申告対象である納税者が月次で申告することを望む場合、当局に通知する必要があります。	政令126によると、VATも個人所得税も原則、月次申告となります。ただし、四半期申告の申請書を提出している場合を除きます。

<b>事業停止中の税務申告</b>	事業停止中はいかなる税務申告書も提出する必要はありません。	新暦及び会計年度を基準として、月、四半期、1年のそれぞれの全ての期間において事業を停止していない場合には、月申告、四半期申告、確定申告を行う必要があります。
<b>2. 追徴課税</b>		
<b>追徴課税の対象</b>	納税者が税務調査及び税関調査の決定を遵守しない場合の、追徴課税の対象について一般的に規定しています。	政令126は追徴課税の対象者として下記の通り明確に規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税務調査や税関事後調査の結果について、決定書にサインをしてから10営業日たっても実行しない場合</li> <li>▶ 税務監査や税関監査の結果について、決定書にサインをしてから15日たっても実行しない場合</li> </ul>
<b>追徴課税の根拠</b>	追徴課税を行う際の基準の一つは、同エリアの同業種、同規模、同製品を扱う事業体の平均納税額です。	政令126は、追徴課税を行う際の基準の一つについて明確に、 <b>同エリアの同業種、同規模、同製品を扱う少なくとも3つの事業体の平均納税額</b> としています。
<b>輸出用の製品を加工・生産するために輸入された原材料に対する追徴課税</b>	輸出用の製品を加工・生産するために輸入された原材料が、税関システム上の輸入データと比較して少ない場合に追徴課税が行われます。	輸出用の製品を加工・生産するために輸入された原材料が、税関システム上の輸入データと比較して多い場合についても追徴課税が行われます。
<b>3. Eコマースビジネス</b>		
<b>Eコマースビジネスの税務管理</b>	明確なガイダンスはありません。	政令126は、商業銀行および決済代行サービス会社の徴税に関わる責任について、以下の通り明確に規定しています。

		<p>ベトナムにおいて税務登録をしていない外国の外国契約者が、ベトナムで個人に商品やサービスを提供する場合、商業銀行および決済代行サービス会社は外国契約者税を源泉徴収した上で、外国契約者に送金しなければなりません。</p> <p>税務総局（GDT）は関係当局と協力し、ベトナムで税務登録をしていない外国契約者の名前とウェブサイト特定した上で公表し、商業銀行や決済代行サービス会社が源泉徴収と代理納税を実行できるよう通知します。</p> <p>ベトナムの個人が源泉徴収の方法を適用できない場合（クレジットカードによる支払い等）、商業銀行および決済代行サービス会社が規定のフォームでその支出に関する情報をGDTに毎月報告する必要があります。</p>
<p><b>4. その他</b></p>		
<p><b>納税者情報の公表</b></p>		<p>政令126は公表対象となる情報の範囲を拡大しています。具体的には、納税者が現行規定に基づく期日から90日を過ぎても税務申告を行わない場合、行政上の各規定を遵守しない場合等がこれに当たります。</p>

政令 126 は 2020 年 12 月 5 日に施行となります。

2020年10月19日付の、電子インボイスおよび電子資料に関する政令 123/2020/ND-CP  
 (「政令 123」)

政令 123 は 2022 年 7 月 1 日に施行されます。2018 年 9 月 12 日付の政令 119/2018/ND-CP (政令 119) の第 35 条第 2 項において規定されていた、電子インボイスが 2020 年 11 月 1 日に強制適用となるという規定が廃止となり、強制適用の開始日は 2022 年 7 月 1 日まで延期となりました。これにより、多くの企業が心配していた電子インボイスの強制適用日の問題が先延ばしとなりました。

2010 年 5 月 14 日付の政令 51/2010/ND-CP と、2014 年 1 月 17 日付の政令 04/2014/ND-CP、および政令 119 は、2022 年 6 月 30 日まで引き続き有効となります。

政令 123 は、以下の通りいくつかの重要な変更点があります。

	政令119および通達68/2019/TT-BTC (通達 68)	政令123
<b>インボイスの種類</b>	政令119と通達68のいずれも、どの形態のビジネス活動がどのインボイスを適用すべきかについて明確に規定していません。	具体的に特定の事業活動に適用されるインボイスの種類について明確なガイダンスを提供しています。  非関税地域に属する組織や個人が、ベトナム国内に商品やサービスを提供する場合や、同様に非関税地域に属する組織や個人に対して商品やサービスを提供する場合、または海外に輸出する場合には、インボイスに「非関税地域の組織、個人への提供」と明記することを求める規定が追加されています。
<b>インボイスコード</b>		後に発行される通達にて規定される予定です。

インボイスマーク		後に発行される通達にて規定される予定です。
インボイスナンバー		企業が複数の販売拠点を有し、同じマーク・同じ種類の電子インボイスを同一システムから同時に発行する場合についての規定を追加しています。その場合、売主が電子署名を行ったタイミングに応じて、小さいナンバーから順番にナンバーが付されます。
電子インボイスの発行のタイミング	売主が電子インボイスに電子署名を行ったタイミングで電子インボイスが発行されます。	電子インボイスを発行したタイミングと電子署名を行ったタイミングが異なる場合、税務申告は電子インボイスを発行したタイミングを元に行われます。
インボイスの訂正 (買主の氏名や住所の誤り)	売主は誤ったインボイスに代えて新しいインボイスを発行し、買主と税務局に送付します。	売主は買主に、情報に誤りがある旨を通知し、 <b><u>新しいインボイスを発行する必要がありません。</u></b>
インボイスの訂正 (買主の氏名や住所以外の誤り)	売主は誤ったインボイスに代えて新しいインボイスを発行し、買主と税務局に送付します。	売主は次のいずれかを選択適用できます。 ・修正インボイスを発行する ・誤ったインボイスに代えて新しいインボイスを発行する

財務省は 2020 年 10 月 9 日にオフィシャルレター12452/BTC-TC (OL 12452) を発行し、COVID-19 によるパンデミックのために一時的に休止した固定資産の減価償却に関する税務上の取り扱いについてガイダンスを提供しています。

OL12452 において、財務省は季節的な理由で 9 か月未満の稼働を停止した固定資産に関する法人税の規定を参照し、パンデミックの影響により一時的に休止した固定資産の法人税の取り扱いについてガイダンスを提供しています。それによると、財務省はパンデミックの影響により市場の需要が減少し、操業を休止せざるを得ない場合、法人税の課税年度のうち 9 か月未満の一時的な休止に限り、その固定資産の減価償却の損金算入が可能であるとしています。

## Contacts

### Hanoi office

Huong Vu | Partner | Tax Leader  
EY Consulting Vietnam Joint Stock Company  
huong.vu@vn.ey.com

### Ho Chi Minh City office

Robert King | Robert King | Partner | Indochina Tax Leader  
Ernst & Young Vietnam Limited  
robert.m.king@vn.ey.com

### EY professionals at Ernst & Young Vietnam Limited

#### Japanese Business Services

Junichi Harada | Associate Director  
junichi.harada@vn.ey.com

#### Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

#### Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

#### Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director  
cheon.ju.lee@vn.ey.com

#### China Overseas Investment Network

Owen Tsao | Director  
owen.tsao@vn.ey.com

For more tax and law updates and related materials, please visit:  
[ey.com/en\\_vn/tax/tax-and-law-updates](https://ey.com/en_vn/tax/tax-and-law-updates)

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16061101  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

EY member firms do not practice law where not permitted by local law and regulations.

[ey.com/en\\_vn](https://ey.com/en_vn)